

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年3月19日
【会社名】	株式会社省電舎
【英訳名】	SHODENSYA Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中村 俊
【本店の所在の場所】	東京都港区芝大門二丁目2番11号
【電話番号】	03-6821-0004（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 嘉納 毅
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝大門二丁目2番11号
【電話番号】	03-6821-0004（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 嘉納 毅
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	株主割当 0円 (注) 会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、新株予約権の発行価額の総額は0円となる。 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 2,000,544,000円 (注) 上記新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、平成26年3月19日現在の当社の発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除く。)を基準として算出した見込額である。新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第4回新株予約権）】

(1)【募集の条件】

発行数	1,465,600個（注）6 .
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	該当事項なし
申込期間	該当事項なし
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	該当事項なし
払込期日	該当事項なし
割当日	平成26年4月1日
払込取扱場所	該当事項なし

(注)

1. 取締役会決議日

平成26年3月19日開催の当社取締役会決議による。

2. 募集の方法

会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により、下記（注）3. に定める株主確定日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式1株につき新株予約権1個の割合で、当社第4回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を割り当てる（以下「本新株予約権無償割当て」という。）。

3. 株主確定日

平成26年3月31日

4. 割当比率

各株主の所有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個を割り当てる。

5. 本新株予約権無償割当ての効力発生日（会社法第278条第1項第3号に定める新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日をいう。以下同じ。）

平成26年4月1日

6. 発行数（本新株予約権の総数）について

発行数（本新株予約権の総数）は、株主確定日における当社の発行済株式総数から同日において当社が保有する当社普通株式の数を控除した数とする。上記発行数は、平成26年3月19日現在の当社の発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除く。）を基準として算出した見込みの数である。

7. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

8. 申込手数料、申込単位、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日及び払込取扱場所について

本新株予約権は、会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により発行されるため、上記（注）5. に定める効力発生日において、何らの申込み手続を要することなく、また、新たな払込みを要することなく、本新株予約権が付与されることとなる。従って、申込み及び払込みに関連する上記事項については、該当事項はない。

9. 外国居住株主による本新株予約権の行使について

本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もない。従って、外国居住株主については、それぞれに適用される証券法その他の法令により、本新株予約権の行使又は転売が制限されることがあるので、外国居住株主（当該株主に適用ある外国の法令により、上記の制限を受けない機関投資家等を除く。）は、かかる点につき注意を要する。

米国居住株主は、本新株予約権を行使することができない。なお、「米国居住株主」とは、1933年米国証券法（U.S. Securities Act of 1933）ルール800に定義する「U.S. holder」を意味する。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。
------------------	--

新株予約権の目的となる株式の数	1,465,600株 上記の本新株予約権の目的となる株式の総数は、平成26年3月19日現在の当社の発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除く。）を基準として算出した見込みの数である（本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1株とする。）。
新株予約権の行使時の払込金額	各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、本新株予約権1個当たり1,365円とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	2,000,544,000円 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、平成26年3月19日現在の当社の発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除く。）を基準として算出した見込額である。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、1,365円とする。 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成26年5月8日から平成26年5月26日までとする。（注）3.
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 本新株予約権の行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 2. 本新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし 3. 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店 4. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法 (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」という。）は、当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関（以下「直近上位機関」という。）に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申出及び行使代金（本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額をいう。以下同じ。）の支払いを行う。 (2) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができない。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権には、取得条項は付されていない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要しない（会社法第236条第1項第6号に掲げる事項に該当しない。）。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注)

1. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

2. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求の受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に到達し、かつ、当該本新株予約権の行使価額の全額が同欄第3項記載の払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。

3. 本新株予約権の行使請求の具体的手続及び期限

本新株予約権の行使期間は、平成26年5月8日（木）から平成26年5月26日（月）までの19日間であるが、本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達し、かつ、当該本新株予約権の行使価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生するため、本新株予約権を行使するためには、平成26年5月26日（月）までに、行使請求受付場所において、本新株予約権の行使請求に要する事項の通知が受理されているとともに、行使代金の支払いが確認されていることが必要となる。

口座管理機関（機構加入者）における振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準的な処理日程として、本新株予約権者がその口座管理機関（機構加入者）に対し、本新株予約権の行使請求の申出及び行使代金の支払いを行った日の翌営業日に、行使請求受付場所に対する取次ぎが行われることが想定されている（当該処理日程については、振替機関が公表している株式等振替制度に係る業務処理要領に振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準処理日程として記載されている。）。当該処理日程によれば、本新株予約権の行使期間の満了日当日に本新株予約権の行使請求の申出及び行使代金の支払いを行った場合には、本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使請求取次ぎに必要な事項の通知が行使請求受付場所に到達せず、本新株予約権の行使請求の効力が生じない可能性がある。そのため、本新株予約権者が本新株予約権の行使期間内に確実に本新株予約権の行使を行うためには、遅くとも、平成26年5月23日（金）の営業時間中に、口座管理機関（機構加入者）に対する本新株予約権の行使請求の申出及び行使代金の支払いに係る手続が完了していることが必要になる。但し、本新株予約権者からの行使請求の受付期間は、各口座管理機関において異なる可能性があるため（なお、機構加入者でない口座管理機関（間接口座管理機関）が行使請求を受け付ける場合には、口座管理機関（機構加入者）に委託して新株予約権行使請求の取次ぎが行われるため、口座管理機関（機構加入者）が直接行使請求を受け付ける場合に比し、手続に時間を要する可能性がある。）、必ず各本新株予約権者自身で、各口座管理機関に確認する必要がある。

当社株主が割り当てられた本新株予約権の一部又は全部につき行使期間内に上記の行使請求手続を行うことができない場合には、当該本新株予約権は消滅するため、当該株主は本新株予約権無償割当てによる普通株式の希薄化の影響を本新株予約権の行使又は売却により軽減できないこととなる。

4. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する直近上位機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

5. 本新株予約権の売買等

本新株予約権は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）において、同取引所が本有価証券届出書提出日以降に公表する期間、上場される予定である。上場日は本新株予約権無償割当ての効力発生日（平成26年4月1日（火））となることが予定されているが、変更されることがある。本新株予約権は、本新株予約権が同取引所に上場されている間、同取引所において売買を行うことができる。なお、法令諸規則に従い、同取引所外において本新株予約権を売買することを妨げない。社債等振替法の適用により、本新株予約権の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われる。

6. 税務上の取扱い

各株主及び各本新株予約権者の本新株予約権に係る税務上の取扱い及び証券口座に係る取扱いについては、各株主及び各本新株予約権者自身の責任において、自らの税理士等の専門家及び証券会社に確認する必要がある。

（3）【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

本新株予約権の行使期間内に行使が行われなかった本新株予約権（以下「未行使本新株予約権」という。）については、行使期間の満了時において消滅し、当社又は金融商品取引業者による未行使本新株予約権全部の取得及び行使は行われぬ。

2【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,000,544,000	50,544,000	1,950,000,000

（注）

1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額であり、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額である。また、平成26年3月19日現在の当社の発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除く。）を基準として算出した見込額である。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていない。
3. 発行諸費用の内訳は、ファイナンシャルアドバイザー（株式会社アイ・アールジャパン）や弁護士等への業務委託報酬36百万円、その他諸費用約15百万円（登記費用、各口座管理機関への事務手数料等）となっている。
4. 本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使が行われない場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少する。

（2）【手取金の使途】

本新株予約権無償割当てによる資金調達額は本新株予約権の行使状況により変動するところ、以下においては、本新株予約権の総数1,465,600個全てが行使され、払込金額の総額が2,000,544,000円、発行諸費用の概算額が50,544,000円、差引手取概算額が1,950,000,000円となった場合における手取金の使途について記載している。なお、本新株予約権の行

使が行われなかったことにより、本新株予約権無償割当てによる資金調達金額が上記記載の払込金額の総額（2,000,544,000円）よりも減少した場合においても、下記計画自体を変更するのではなく、金融機関からの追加の借入などにより対応した上で、原則的には、下記計画を遂行する意向である。

今回の調達資金は、全額を当社で行うバイオガス発電事業に充当する。バイオガス発電事業は、再生可能エネルギーに対するニーズが非常に強いことに加えて、原料として使用される食品廃棄物などの処理ニーズも高いことから、市場の成長が見込め、また、社会的な意義も高い事業と考えている。当社は、従前から、将来性の高いバイオガス発電に注目し、当社の連結子会社であるドライ・イー株式会社（以下「ドライ・イー」という。）を通じてバイオガス・プラント事業を推進しているが、今後も経営資源を積極的に投入し、中長期的に当社のコア事業の一つとして育成していく方針である。また、バイオガス発電により最終的に排出される固体・液体には窒素とリンが含有されているが、将来的には、これらを有機肥料として活用することで、リサイクルスキームを確立し、循環型社会へ寄与する事業としていくことを目指している。

当社におけるバイオガス発電事業の売上高は、平成26年3月期において、約300百万円を見込んでいる。また、当社の連結子会社であるドライ・イーは、独立系エネルギー事業者である株式会社エナリス（代表者：池田 元英、所在地：東京都足立区千住一丁目4番1号 東京芸術センター）と協働で、大手飲料メーカーの受託製造会社である株式会社日本キャンパック（代表者：木村 修二、所在地：東京都千代田区丸の内二丁目2番2号 丸の内三井ビル6階）群馬工場における食品残渣を活用したバイオガス発電事業を推進している。ドライ・イーは、当該事業におけるバイオガス・プラントの設計及び建設を担っており、このプラント工事は、平成25年11月に着工し平成26年7月に完工、約1カ月間の試運転を経て、同年9月から売電を開始する見込みである。

バイオガスとは食物などの有機成分が水中でバクテリアにより発酵する際に発生するガスで、メタンガス（約60～70%）と二酸化炭素を含む可燃性のガスである。また、バイオガスは、数ある種類のバクテリアの中でも空気（酸素）を嫌い、水の中に生きている嫌気性メタンバクテリアなどが、養分である有機成分をガスに変換したもので、天然ガスの約60～70%のカロリーを有し、石油や石炭に代わる環境に優しいエネルギーとして注目されている。

従来の再生可能エネルギー発電は、太陽光・風力等に代表される自然エネルギー発電と木質バイオマス発電に代表される廃材や木質チップを有価で燃料として使用する発電とに大別される。前者は自然エネルギーを利用して発電するため燃料費等の負担はないものの、気象や天候に左右されるため、稼働が不安定で継続的な発電が困難であること、後者は発電量が大きく、安定的に発電することが見込めるものの、燃料の価格変動等の影響を大きく受けてしまうといった課題があった。

再生可能エネルギー発電において、バイオガス発電が、他の発電方法と最も異なる点は、その燃料たる有機性残渣の処理ニーズが高く、当社が対価を得て安定的に引き取ることができるところにある。このような観点から、当社は、再生可能エネルギーであるバイオマス系の発電設備を安定電源として所有し、長期間にわたり売電収入を確保する計画を掲げている。

当社が手掛けるバイオガス・プラントは、有機性廃棄物から嫌気性発酵によりメタンガスを回収し、そのメタンガスを利用して、発電・熱回収を行うドイツLIPP GmbH（以下「LIPP社」という。）のシステムを採用している。LIPP社の有するスパイラル工法によるタンク製造技術及びメタン発酵における知見、オペレーションスキルにより、他のバイオガス・プラントシステムよりも建設コストが抑えられ、投資効率が高い点が特徴の一つである。LIPP社はドイツのタンク製造メーカーであり、約40年間に渡りバイオガス・プラントの製造販売を行っている。また、その発電システムは環境先進国のドイツにおいて既に7,000基以上稼働しており、その発電量は原子力発電所3基を超える規模となっている。日本国内においても、当社が関わったプロジェクトではないものの、LIPP社の技術を採用しているプロジェクトが複数あり、そのうち九州においてはLIPP社の施工技術と発酵・運転に係るオペレーションノウハウにより、8年間以上安定稼働している事例がある。

今回の調達資金は、具体的には下記に充当する予定である。

具体的な用途	金額	支出予定時期
バイオガス・プラントを貸与して行うIPP事業（注）1．		
静岡案件	400,000千円	平成26年6月～平成27年4月
福岡案件	600,000千円	平成26年12月～平成28年4月
バイオガス・プラントを自社運営して行うIPP事業（注）1．		
静岡案件	450,000千円	平成27年3月～平成29年4月
神奈川案件	500,000千円	平成27年3月～平成28年7月
計	1,950,000千円	

（注）1．IPP（Independent Power Producer）とは、公益発電会社とは異なる、売電のための発電設備を保有している事業者のことで、独立系発電事業者と呼ばれる。

2. 資金使途 及び にかかる資金調達合計額(1,950,000千円)が全額調達されなかった場合には、金融動向や株式市場などを勘案し、追加の銀行借入など、速やかにその他資金調達の手法を検討する意向である。本新株予約権無償割当てによって予定していた金額を全額調達できず、金融機関からの借入等によってもプロジェクトに必要な資金調達が十分に行えなかった場合、及び本新株予約権無償割当てによって予定していた金額を調達できたが、金融機関からの借入等を予定通り行うことができずプロジェクトに必要な資金調達が十分に行えなかった場合には、原則として支出予定時期の早いプロジェクトより、優先的に資金を充当し、資金を十分に充当することができないプロジェクトについては、プロジェクトの変更、延期あるいは中止も検討する意向である。
3. 各案件が基本合意(「バイオガス・プラントを貸与して行うIPP事業」については、貸与する事業者との間で締結する基本合意契約、「バイオガス・プラントを自社運営して行うIPP事業」については、土地所有者との間で締結する賃貸借契約)締結に至らなかった場合、又は、フィジビリティスタディ(実行可能性調査)及び各種許認可の申請過程で各案件の実現が見込めなくなった場合においては、他のバイオガス・プラント・プロジェクトに切り替え、調達した資金を充当する予定である。その際には決定次第、速やかに開示する予定である。

当社では、バイオガス発電事業として、二つの形態を検討している。一つ目の形態では、食品・飲料工場、農業・畜産業や廃棄物処理事業会社などと連携し、これらの事業者の敷地内に、当社及び当社の連結子会社でバイオガス・プラントを建設する。当該形態は、当社顧客である食品・飲料工場や廃棄物処理事業会社のニーズに起因するものであり、バイオガス発電の原料となる有機性残渣が確保しやすい。建設されたプラントは、事業者に貸与し、プラントの運営も委ねる。もう一つの形態は、当社及び当社の連結子会社で、バイオガス・プラントの建設地を確保し、自らプラントを建設・所有し、運営まで行うものである。

上記 は、建設したプラントを事業者に貸与することにより得るプラント使用料及びバイオガス発電により生じた電力の売電収入を得る事業である。上記 よりも相対的に収益性は低くなるものの、食品・飲料工場などの敷地内に建設できることから、建設にかかる許認可が簡易で、建設までにかかる期間が短く、また、原料調達やプラント運営などにかかるリスクも少なくなっている。

一方、上記 は、プラントを自社運営することで有機性残渣の処理収入(中間処理受入料)及びバイオガス発電により生じた電力の売電収入を得る事業である。中間処理受入料は上記 のプラント使用料よりも売上が大きくなる傾向にあり、上記 よりも相対的に収益性は高いものの、プラント建設地の都市計画や廃棄物処理事業における申請が必要となり、プラントの稼働までに長期間を要する。また、原料調達やプラント運営にかかるリスクは、当社が負担することとなる。当社では両事業のメリット及びデメリットを考慮し両事業を並行して推進しているため、本資金調達では上記 及び の両事業に資金を充当することとした。

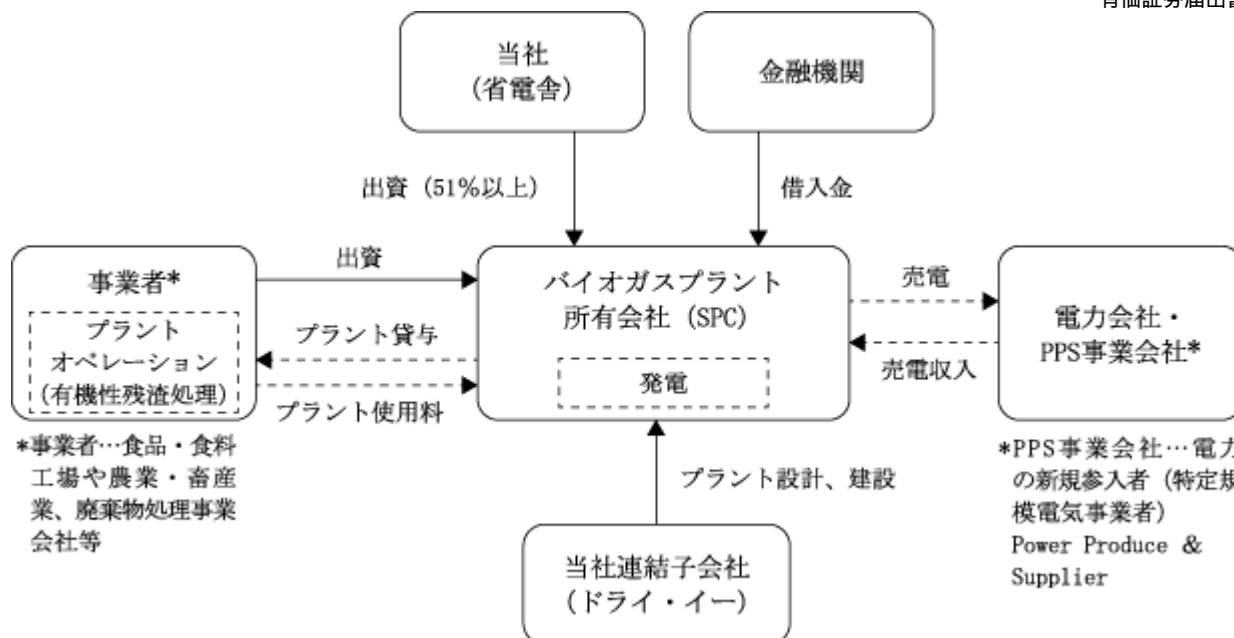
当社では、バイオガス発電事業の将来性を高く評価しており、できる限り多くのプラント建設に関わり、売上高の拡大とノウハウの蓄積を進めたいと考えている。また、再生可能エネルギー事業の推進にとって、規制環境や事業環境は現在比較的恵まれた状況にあることから、迅速にプラント建設を進めていくことが肝要であると考えている。バイオガス・プラント建設は複数年に及ぶものの、特別目的会社(以下「SPC」という。)設立資金やプラント建設資金の一部などは、許認可申請段階やプラント建設当初に支払いが発生する。一方、金融機関からの資金調達時期は、プロジェクト後期になることもあるため、SPCの過半数以上を出資する当社がプラント建設資金の大半について事前に調達し、その一部を許認可申請段階やプラント建設当初の支払いに充当する。また、許認可申請や金融機関からの資金調達を確実にを行うためにも本新株予約権無償割当てによる資金調達は重要と考えている。

なお、本新株予約権無償割当てによって調達した資金は、当社の取引銀行において、バイオガス・プラント建設のための資金支出時期まで当社又は当社の連結子会社の預金口座にて保管する予定である。

具体的な使途の概要

バイオガス・プラントを貸与して行うIPP事業

【スキーム概要図】



本事業はバイオガスによる発電設備を、有機性残渣を安定的に回収できる事業者である「食品・飲料工場」、「農業・畜産業」、「廃棄物処理事業会社」等の施設内に設置し、バイオガス発電を行う事業である。当社は、当社の連結子会社であるドライ・イーを通じて、バイオガス・プラントを設計・建設し、当社が過半数（概ね75%程度）を出資するSPCが、そのプラントを所有する。このSPCは、事業者よりプラント使用料を受け取るとともに、発電された再生可能エネルギー電力を、固定価格買取制度（現時点では、買取価格39円/kWh）を活用し、独立系発電事業（以下「IPP事業」という。）者として売電する。設置先となる事業者においても、当該プラント使用料は現状の廃棄物処理料よりも低額であるため、廃棄物処理コストの削減が可能となるメリットがある。

既に当社では、第1号案件である食品・飲料工場におけるプラントの設置工事を開始している。具体的には、前述の通り、独立系エネルギー事業者である株式会社エナリスと協働で、大手飲料メーカーの受託製造会社である株式会社日本キャンパック群馬工場における食品残渣を活用したバイオガス発電事業を推進している。当プロジェクトは環境省の地域低炭素化出資事業基金（グリーン・ファンド）の第1号案件として第三者機関によるデューデリジェンスを経て採択され、政府資金を一部活用した案件となった。ドライ・イーは、このバイオガス・プラントの設計及び建設を担っており、当該プラントは、平成25年11月に着工し平成26年7月に完工、約1カ月間の試運転を経て、同年9月から売電を開始する見込みである。

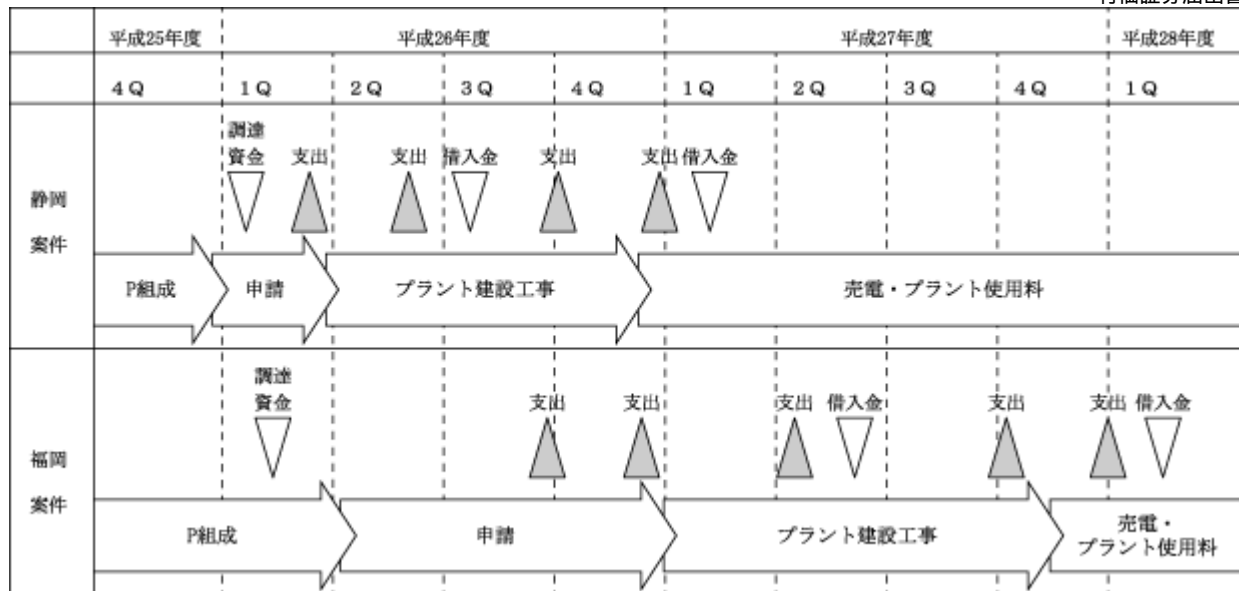
当社は、上記第1号案件のみならず、引き続き複数件のプロジェクトを推進しており、現在静岡県における案件（建設資金950百万円（主な内訳としては、材料費450百万円、建設作業費500百万円を見込んでいる。但し、基本合意の契約内容及び調査結果によって、詳細な費用は変動する。）、本資金調達による充当予定額400百万円）では、当社の連結子会社であるドライ・イーが食品リサイクル事業を展開する株式会社ゲネシス（代表者：大橋 徳久、所在地：静岡県榛原郡吉田町大幡2022番2）と平成26年3月10日に基本合意契約を締結し、銀行及びリース会社との資金の借入に関する交渉を開始しており、設置先の飼料化工場ではバイオガス・プラント向けに新たに収集する有機性廃棄物を確保している。同案件では、年間115百万円の売電収入及び年間100百万円の設備利用料収入を見込んでおり、今後、プラントに投入する廃棄物から発生するメタンガス量の検証を当社及び第三者機関で実施し、バイオガス発電の事業性評価を詳細に行う予定である。また、同時に福岡県における案件（建設資金1,200百万円（主な内訳としては、材料費600百万円、建設作業費600百万円を見込んでいる。但し、基本合意の契約内容及び調査結果によって、詳細な費用は変動する。）、本資金調達による充当予定額600百万円）についても事業者との基本合意締結に向けた取り組みを行っており、廃棄物処分業許可申請（事業範囲の変更）等について、県との打ち合わせを重ねている。

バイオガス・プラントは有機性残渣の処理量に応じて建設資金が変動するが、上述の静岡県における案件のバイオガス・プラントの処理量を日量60トン、福岡県における案件のバイオガス・プラントの処理量を日量80トンとする計画を立てており、両案件の建設資金の合計金額は概ね2,150百万円と見積もっている。今回の調達資金のうち1,000百万円をSPCに出資し、これらのプラントの建設資金に充当する計画である。当社のSPCへの出資比率は過半数（概ね75%程度）を予定しており、その他は事業者などの出資となる予定である。残りの建設資金については、金融機関からの借入金により賄う計画である。

金融機関からの借入金によって一部の資金を調達するのは、当社の投資資金の効率性と投資利回りを高めることが目的であり、金融機関からの資金調達交渉は各案件の基本合意締結後を予定している（なお、前述のとおり、一部の案件では資金調達交渉を開始している。）。

なお、各案件における投資時期、事業化のスケジュールは下図の通りである。

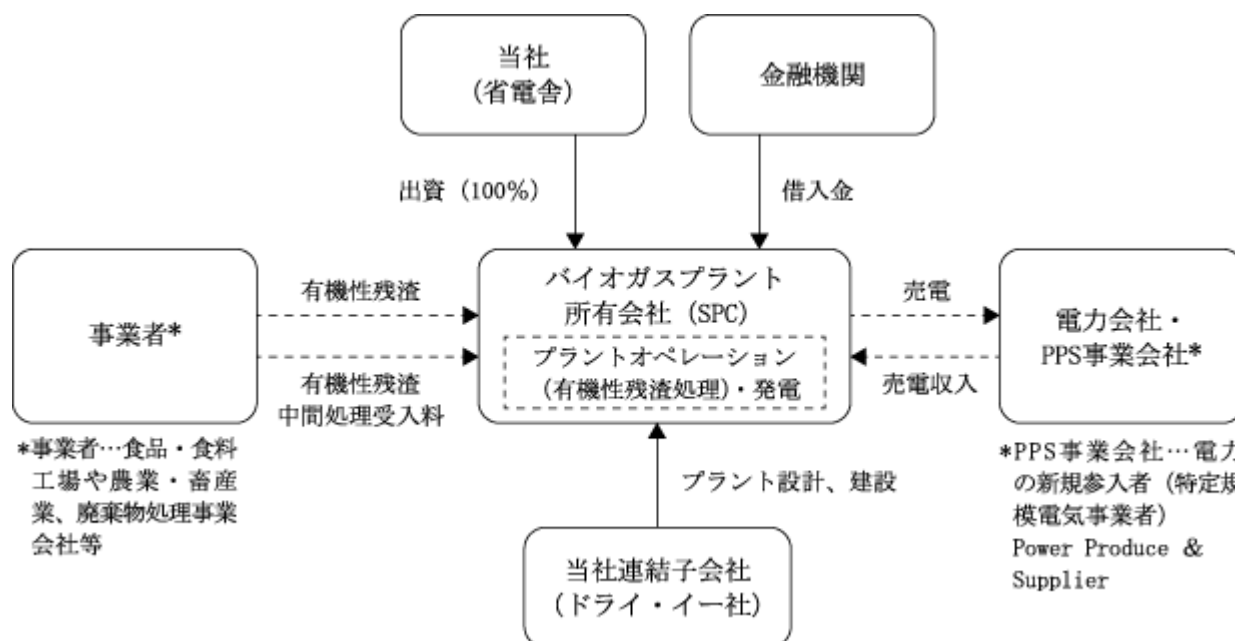
【バイオガス・プラントを貸与して行うIPP事業におけるスケジュール概要】



(注)

1. 「P組成」はプロジェクト組成を指し、具体的にはフィジビリティスタディ(実行可能性調査)、資金調達交渉、SPC設立を行う。
2. 「申請」とは、具体的には固定価格買取制度申請、開発申請、建築申請、廃棄物処分業許可申請(事業範囲の変更)を行う。

バイオガス・プラントを自社運営して行うIPP事業
【スキーム概要図】



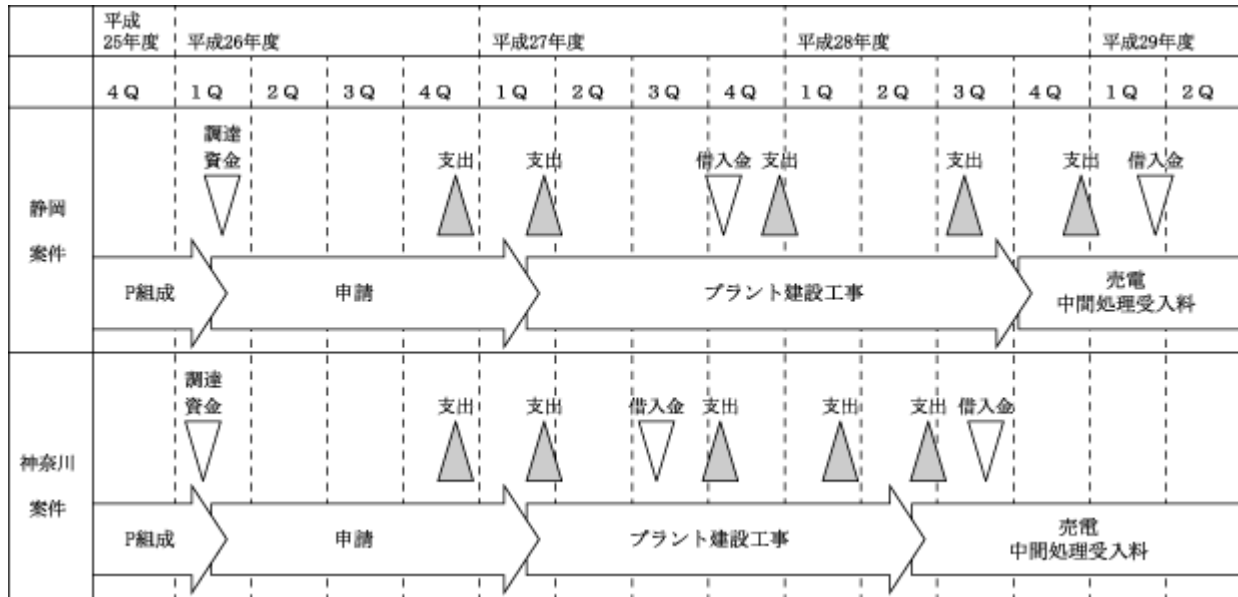
本事業はバイオガス・プラントを自社グループで所有し、その建設から運用、売電までを自社グループ内で行う新たなバイオガス・IPP事業である。まず、当社の連結子会社であるドライ・イーがバイオガス・プラントを設計・建設し、当社が100%出資するSPCがそのプラントを所有する。このSPCは、外部の「食品・食料工場」、「農業・畜産業」、「廃棄物処理事業会社」等から中間処理受入料を受け取った上で有機性残渣を引き取り、引き取った有機性残渣をもとにバイオガス発電を行う。また、SPCは発電された電力を、固定価格買取制度（現時点では、買取価格39円/kWh）を活用し、IPP事業者として売電する。本事業は、プラントを自社運営することにより中間処理施設として活用し、有機性残渣を当社が対価を得て引き取ることで有機性残渣の処理収入（中間処理受入料）及びバイオガス発電により生じた電力の売電収入を得られる。中間処理受入料は上記のプラント使用料よりも売上が大きいいため、バイオガス・プラントを貸与して行うIPP事業よりもさらに収益力の高い事業モデルとなっている。

当該事業の候補地は既に選定を開始しており、静岡県における案件（建設資金1,500百万円（主な内訳としては、材料費600百万円、建設作業費900百万円を見込んでいる。但し、基本合意の契約内容及び調査結果によって、詳細な費用は変動する。）、本資金調達による充当予定額450百万円）については、フィジビリティスタディ（実行可能性調査）へ移行する段階となっている。また、神奈川県における案件（建設資金1,500百万円（主な内訳としては、材料費600百万円、建設作業費900百万円を見込んでいる。但し、基本合意の契約内容及び調査結果によって、詳細な費用は変動する。）、本資金調達による充当予定額500百万円）は候補地を選定中であり、現在、外部委託により候補地、廃棄物事業者登録の可否及び取得までの期間、収集する廃棄物の量を精査している。早期に両案件の事業化を進めるために、今回の調達資金を活用したいと考えている。当該事業においては都市計画審議会等の行政手続きを経る必要があり、事業化までの期間が長期化する傾向にあるが、計画開始を早め、事業化を進めることで将来の収益を確保していく予定である。

バイオガス・プラントは処理量に応じて建設資金が変動するが、上述の静岡県における案件及び神奈川県における案件におけるバイオガス・プラントの処理量をいずれも日量80トンとする計画を立てており、両案件の建設資金の合計金額は概ね3,000百万円となる見込みである。今回の調達資金のうち約950百万円を当社がSPCに出資し、これらのプラントの建設資金に充当する計画である。当社の上記SPCへの出資比率は100%を予定している。残りの建設資金は、金融機関からの借入金により賄う計画である。金融機関からの借入金によって一部の資金を調達するのは、当社の投資資金の効率性と投資利回りを高めることが目的であり、金融機関からの資金調達交渉は各案件における土地の所有者との基本合意締結後を予定している。

なお、各案件における投資時期、事業化のスケジュールは下図の通りである。

【バイオガス・プラントを自社運営して行うIPP事業におけるスケジュール概要】



（注）

1. 「P組成」はプロジェクト組成を指し、具体的には立地検討、フィジビリティスタディ（実行可能性調査）、資金調達交渉、SPC設立、土地の取得を行う。
2. 「申請」とは、具体的には固定価格買取制度申請、開発申請、建築申請、廃棄物処分業許可申請を行う。

第2【売出要項】

該当事項なし

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 本資金調達方法を選択した理由

本新株予約権無償割当てによる資金調達方法（以下「本資金調達方法」という。）を選択するに至った具体的な検討内容は、以下の通りである。

（1）資金調達方法の検討について

イ) 金融機関からの借入

本資金調達の目的は、バイオガス発電事業における複数のバイオガス・プラントの建設資金を調達することであるが、かかる建設資金の調達は本資金調達及び金融機関からの借入（プロジェクトファイナンス）の両方より行う予定である。金融機関からの資金調達交渉は各案件の基本合意締結後を予定している。なお、下記「4. 調達する資金の額及び資金の用途等（2）調達する資金の用途等 具体的な用途の概要」に記載している通り、「バイオガス・プラントを貸与して行うIPP事業」のうち静岡県における案件については、当社の連結子会社であるドライ・イーが株式会社ゲネシスと平成26年3月10日に基本合意契約を締結し、銀行及びリース会社との資金の借入に関する交渉を開始している。

ロ) 公募増資

公募増資については、有力な資金調達手段ではあるものの、大型の公募増資を実施することによる既存株主の持分の希薄化の影響等に鑑み、資金調達方法の候補からは除外することとした。

ハ) 第三者割当てによる株式、新株予約権等の発行

第三者割当てによる株式、新株予約権等の発行については、割当先の保有方針や投資目的等によっては、当社の経営の独立性が担保されない可能性があること、及び本新株予約権無償割当てにおいて調達を予定する資金の額及び当社の時価総額に鑑みると、既存株主の株式価値希薄化の影響が懸念されることから、今回の当社の資金調達方法として、必ずしも望ましい方法ではないと考え、除外することとした。

ニ) 非上場型の新株予約権の無償割当て・募集株式の株主割当て

新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の無償割当てについては、株主の保有割合に応じて割当てがなされるため、株式価値の希薄化による影響が比較的少ない資金調達方法であるが、株主が新株予約権を売却する機会が乏しく、結果的には新株予約権を行使しない株主が希薄化に伴う影響を回避する選択肢が限定的であることから、株主の利益及び株式価値希薄化の影響を鑑みると、必ずしも望ましい方法ではないと考え、除外することとした。

また、募集株式の株主割当ては、非上場型の新株予約権の無償割当てと同様、株主の保有割合に応じて割当てがなされるため、株式価値の希薄化による影響が比較的少ない資金調達方法だが、株主に付与される株式の割当てを受ける権利が、法律上譲渡できないとされていることから、払込みに応じていただけない株主にとっては、株式価値の希薄化を回避する選択肢が更に限定的であり、同様に、望ましい方法ではないと考え、除外することとした。

ホ) コミットメント型ライツ・オファリング

ライツ・オファリングには、特定の証券会社等の金融機関との間で、当該金融機関が予め一定期間内に行使されなかった新株予約権について、その全てを特定の証券会社等の金融機関が引き受けた上でそれらを行行使することを定めた契約を締結する、いわゆるコミットメント型ライツ・オファリングといわれるスキームがあり、かかるスキームを採用した場合、会社側として資金調達額が当初想定していた額に到達せず、又はそれにより想定していた資金用途に充当できないこととなるリスクを低減させることができる。一方で引受けをした証券会社等の金融機関が行使されなかった新株予約権の行使によって取得する株式に関するリスクを負うことから、最大限のリスクを見込んで手数料を設定するため、手数料が高額となり、当社の手取額が相対的に少なくなるというデメリットがある。平成26年3月14日（金）までに最終行使結果が公表されたノンコミットメント型ライツ・オファリング13件の平均行使率が88.7%と高い行使率となっており、コミットメント型ライツ・オファリングと比較して資金調達の確実性において遜色ない結果となっていることから、事業に投入できる資金を可能な限り確保するという本資金調達の目的に鑑み、コミットメント型ライツ・オファリングである必要はないと判断するに至った。

（2）本資金調達方法（ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当））のメリット及びデメリット

本資金調達方法は、新株予約権を株主確定日時点における当社を除く全ての株主に対して無償で割り当て、その行使に応じて資金を調達する手法である。当社が本資金調達方法について認識しているメリット及びデメリットは次の通りである。

（メリット）

イ) 既存株主への平等な投資機会の提供

本資金調達方法の特長として、全ての株主に本新株予約権を無償で割り当てることがあげられる。かかる特長により、当社の現状並びに今後の事業展開及び方向性を株主に広くご理解いただくとともに、全ての株主にとって平等な投資機会をご提供することが可能であると考えている。

ロ) 既存株主における株式価値希薄化による影響の極小化

株主の保有する株式数に応じて本新株予約権が割り当てられるため、当該新株予約権を行使することによって、各株主の保有に係る株式価値が希薄化することを回避できる。また、新株予約権の無償割当てという発行形態は、株主による本新株予約権の行使を前提とする資金調達方法ではあるが、本新株予約権は東京証券取引所へ上場される予定であるため、本新株予約権の行使を希望されない株主が本新株予約権を市場で売却することも可能である。これにより、本新株予約権の行使を行わない場合でも、株式価値の希薄化により生じる不利益の全部又は一部を、本新株予約権の売却益によって補う機会が得られることが期待される。

八) 新株予約権の上場による新たな投資家層の開拓

本新株予約権が東京証券取引所に上場されることから、潜在的な投資家様に当社株式を保有する機会を新株予約権という形で提供し、新たな投資家層を開拓することを可能とする。その結果、市場を通じて株式を取得する新たな株主の増加が期待できる。

(デメリット)

イ) 資金調達額の不確実性

本資金調達手法においては、発行した新株予約権が行使されることで、当社は資金の調達を実現できることとなるため、本新株予約権の割当てを受け、又は本新株予約権を市場を通じて取得した株主あるいは投資家様の投資行動によっては、調達する資金の額が想定を下回る恐れがある。この点については、本日公表の「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）」に関するお知らせ及び「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）」に関するご説明（Q&A）」等を通じて、本資金調達手法及び当社の状況並びに本計画の内容を十分にご理解いただくことで、対処していく所存である。なお、平成26年3月14日（金）までに最終行使結果が公表されたノンコミットメント型ライツ・オファリング13件の平均行使率は88.7%（各社開示書類より算出）となっている。

以上を検討した結果、ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）という本資金調達方法が、当社の現状及び今後の取組みを株主に広くご理解いただくとともに、全ての株主にとって平等な機会をご提供することが可能であると判断した。当社は、当社の目的を達成しつつ、かつ、株主の利益保護に十分配慮した現時点における最適な資金調達方法であると考えている。

2. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、この度調達した資金の使途として、上述の「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に記載した事業への投資の実行を予定している。当社は、かかる投資によってバイオガス発電事業による安定的な売上が見込め、継続的な成長を実現するものと考えており、当該資金の使途には合理性があると判断している。

3. 発行条件の合理性

本新株予約権の割当数、本新株予約権1個当たりの交付株数及び行使価額については、上述の必要差引手取概算額（1,950百万円）、当社の業績動向、財務状況、直近の株価動向等、及び既存株主による本新株予約権の行使の可能性（株主に本新株予約権を行使していただけるよう、時価を下回る行使価額を設定している。）等を勘案して決定した。

その結果、割当数については、当社普通株式1株につき本新株予約権1個を割り当てることとし、本新株予約権の行使により当社普通株式1株が交付され、また、行使価額については、他社において実施された過去のノンコミットメント型ライツ・オファリング事例における最終行使比率及び株価の推移等を参考にしている。なお、本新株予約権の発行決議日の前営業日である平成26年3月18日（火）を基準とした場合、東京証券取引所における当社普通株式の直近1カ月間の終値の単純平均値は2,225円、直近3カ月間の終値の単純平均値は2,417円及び直近6カ月の終値の単純平均値は2,072円となるが、これらの平均値を基準とした場合、本新株予約権の行使価額1,365円は各々当該平均値の61.4%、56.5%、65.9%の水準となる。本新株予約権無償割当ては当社の企業価値、ひいては株式価値向上を目的として実施するものであり、かつ、ライツ・オファリングという資金調達手法自体が既存株主が株式価値の希薄化により生じる不利益を被らないための配慮もなされていること等を総合的に勘案し、本新株予約権無償割当ての発行条件については合理的であると考えている。

4. 行使制限の内容について

米国居住株主については、本新株予約権の売買は可能な一方で、本新株予約権の行使を制限することとなる。これは、米国居住株主による本新株予約権の行使を認めた場合に履行する必要がある米国当局に対する登録等の手続きに起因する当社の過剰な負担を回避する目的で行われるものだが、米国居住株主に対する当該制限については、株主平等の原則に抵触する可能性があることから、慎重に検討した。

かかる検討の結果、当社としては、()米国居住株主による本新株予約権の行使を認めた場合に履行する必要がある米国当局に対する登録等の手続きに係るコストが極めて大きな負担となる一方で、()本新株予約権無償割当てにおいては、仮に米国居住株主による本新株予約権の行使を制限したとしても本新株予約権の上場によって流動性が確保されるため、当該株主も市場取引を通じて一定の経済的利益の獲得を図れることに鑑み、当該制限は株主平等の原則に違反するものではないと判断した。

なお、当社は上記の検討にあたり堀内法律事務所より、当該制限が株主平等の原則に抵触するものではないと解することができる旨の法律意見書を取得している。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部【追完情報】

1. 臨時報告書の提出について

第四部 組込情報の第28期有価証券報告書の提出日（平成25年6月28日）以降、本有価証券届出書提出日（平成26年3月19日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出している。

[平成25年7月4日提出臨時報告書]

1 提出理由

平成25年6月26日開催の当社第28期定時株主総会におきまして、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された日

平成25年6月26日

(2) 決議事項の内容

議案 取締役5名選任の件

取締役として中村健治、嘉納毅、中島重夫、中村俊、小山田明宏の5氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	決議の結果	
				賛成比率(%)	可否
議案					
中村健治	3,586	24		99.2	可決
嘉納毅	3,582	28		99.1	可決
中島重夫	3,582	28		99.1	可決
中村俊	3,580	30		99.0	可決
小山田明宏	3,580	30		99.0	可決

(注) 1 当該株主総会において議決権を行使することができる株主の有する議決権の数は7,328個であります。

2 議案が可決されるための要件は以下の通りであります。

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の過半数の賛成であります。

3 賛成比率は出席した株主の議決権の数（事前行使分および当日出席分）に対する割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分および当日の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を加算しておりません。

[平成26年2月10日提出臨時報告書]

1 提出理由

当社の代表取締役会長でありました中村健治が、平成26年1月10日付で代表取締役及び取締役を辞任したことにより、当社の代表取締役に異動が生じたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

代表取締役の異動（辞任による退任）

氏名 (生年月日)	旧役職名	異動年月日	所有株式数 (平成26年1月10日現在)
中村 健治 (昭和23年1月10日)	代表取締役会長	平成26年1月10日	305,800株

[平成26年3月19日提出臨時報告書]

1 【提出理由】

当社は、平成26年3月19日開催の取締役会において、会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により、同年3月31日（以下「株主確定日」といいます。）における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を割り当てる（以下「本新株予約権無償割当て」といいます。）旨を決議し、本新株予約権無償割当てについては、当社株主のうち本邦に居住する株主に対して割り当てられる本新株予約権に関し、同年3月19日付で^{有価証券届出書}を提出いたします。一方、本邦以外の地域に居住する株主（以下「外国居住株主」といいます。）に対して割り当てられる本新株予約権については、50名未満の者を相手方として行われる募集に該当し、かつその行使に際して出資される財産の価額の総額が1億円以上となることを見込まれることから、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

なお、本臨時報告書における新株予約権の発行数、発行価額の総額並びに払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、外国居住株主か否かにかかわらず、本新株予約権の発行数の全てに基づく数ないし金額であります。

2 【報告内容】

1. 本新株予約権の銘柄

株式会社省電舎第4回新株予約権

2. 本新株予約権に関する事項

イ) 発行数

1,465,600個

発行数（本新株予約権の総数）は、株主確定日における当社の発行済株式総数から同日において当社が保有する当社普通株式の数を控除した数とする。上記発行数は、平成26年3月19日現在の当社の発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除く。）を基準として算出した見込みの数である。

ロ) 発行価格（募集価格）

0円

（注）会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、本新株予約権の発行価格は0円である。

ハ) 発行価額の総額

2,000,544,000円

（注）会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、本新株予約権の発行価格は0円であるが、上記発行価額の総額には、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額2,000,544,000円（平成26年3月

19日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除く。)を基準として算出した見込額)を記載している。

二) 本新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

株式の種類及び内容

当社普通株式(権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。)

株式の数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。

ホ) 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権1個当たり1,365円

ヘ) 本新株予約権の行使期間

平成26年5月8日(木)から平成26年5月26日(月)までとする。

ト) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(注) 本新株予約権の募集については、本邦以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もない。従って、外国居住株主については、それぞれに適用される証券法その他の法令により、本新株予約権の行使又は転売が制限されることがあるので、外国居住株主(当該株主に適用ある外国の法令により、上記の制限を受けない機関投資家等を除く。)は、かかる点につき注意を要する。

米国居住株主は、本新株予約権を行使することができない。なお、「米国居住株主」とは、1933年米国証券法(U.S. Securities Act of 1933)ルール800に定義する「U.S. holder」を意味する。

チ) 本新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

リ) 本新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要しない(会社法第236条第1項第6号に掲げる事項に該当しない。)

3. 発行方法

会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により、本新株予約権を割り当てる。

4. 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

イ) 手取金の総額

払込金額の総額	2,000,544,000円
発行諸費用の概算額	50,544,000円
差引手取概算額	1,950,000,000円

(注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額であり、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額である。また、平成26年3月19日現在の当社の発行済株式総数(当社が保有する当社普通株式の数を除く。)を基準として算出した見込額である。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていない。

3. 発行諸費用の内訳は、ファイナンシャルアドバイザー(株式会社アイ・アールジャパン)や弁護士等への業務委託報酬360万円、その他諸費用約150万円(登記費用、各口座管理機関への事務手数料等)となっている。

4. 本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使が行われない場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少する。

ロ) 手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

本新株予約権無償割当てによる資金調達額は本新株予約権の行使状況により変動するところ、以下においては、本新株予約権の総数1,465,600個全てが行使され、払込金額の総額が2,000,544,000円、発行諸費用の概算額が50,544,000円、差引手取概算額が1,950,000,000円となった場合における手取金の使途について記載している。

具体的な使途	金額	支出予定時期
バイオガス・プラントを貸与して行うIPP事業（注）1．		
静岡案件	400,000千円	平成26年6月～平成27年4月
福岡案件	600,000千円	平成26年12月～平成28年4月
バイオガス・プラントを自社運営して行うIPP事業（注）1．		
静岡案件	450,000千円	平成27年3月～平成29年4月
神奈川案件	500,000千円	平成27年3月～平成28年7月
計	1,950,000千円	

（注）1．IPP（Independent Power Producer）とは、公益発電会社とは異なる、売電のための発電設備を保有している事業者のことで、独立系発電事業者と呼ばれる。

- 2．本新株予約権の行使が行われなかったことにより、本新株予約権無償割当てによる資金調達金額が上記記載の払込金額の総額（2,000,544,000円）よりも減少した場合においても、下記計画自体を変更するのではなく、金融機関からの追加の借入などにより対応した上で、原則的には、下記計画を遂行する意向である。
- 3．資金使途 及び にかかる資金調達合計額（1,950,000千円）が全額調達されなかった場合には、金融動向や株式市場などを勘案し、追加の銀行借入など、速やかにその他資金調達の手法を検討する意向である。本新株予約権無償割当てによって予定していた金額を全額調達できず、金融機関からの借入等によってもプロジェクトに必要な資金調達が十分に行えなかった場合、及び本新株予約権無償割当てによって予定していた金額を調達できたが、金融機関からの借入等を予定通り行うことができずプロジェクトに必要な資金調達が十分に行えなかった場合には、原則として支出予定時期の早いプロジェクトより、優先的に資金を充当し、資金を十分に充当することができないプロジェクトについては、プロジェクトの変更、延期あるいは中止も検討する意向である。
- 4．各案件が基本合意（「バイオガス・プラントを貸与して行うIPP事業」については、貸与する事業者との間で締結する基本合意契約、「バイオガス・プラントを自社運営して行うIPP事業」については、土地所有者との間で締結する賃貸借契約）締結に至らなかった場合、又は、フィジビリティスタディ（実行可能性調査）及び各種許認可の申請過程で各案件の実現が見込めなくなった場合においては、他のバイオガス・プラント・プロジェクトに切り替え、調達した資金を充当する予定である。その際には決定次第、速やかに開示する予定である。
- 5．本新株予約権無償割当てによって調達した資金は、当社の取引銀行において、バイオガス・プラント建設のための資金支出時期まで当社又は当社の連結子会社の預金口座にて保管する予定である。

今回の調達資金は、全額を当社で行うバイオガス発電事業に充当する。バイオガス発電事業は、再生可能エネルギーに対するニーズが非常に強いことに加えて、原料として使用される食品廃棄物などの処理ニーズも高いことから、市場の成長が見込め、また、社会的な意義も高い事業と考えている。当社は、従前から、将来性の高いバイオガス発電に注目し、当社の連結子会社であるドライ・イー株式会社を通じてバイオガス・プラント事業を推進しているが、今後も経営資源を積極的に投入し、中長期的に当社のコア事業の一つとして育成していく方針である。

当社では、バイオガス発電事業として、二つの形態を検討している。一つ目の形態では、食品・飲料工場、農業・畜産業や廃棄物処理事業会社などと連携し、これらの事業者の敷地内に、当社及び当社の連結子会社でバイオガス・プラントを建設する。当該形態は、当社顧客である食品・飲料工場や廃棄物処理事業会社のニーズに起因するものであり、バイオガス発電の原料となる有機性残渣が確保しやすくなっている。建設されたプラントは、事業者へ貸与し、プラントの運営も委ねる。 もう一つ

の形態は、当社及び当社の連結子会社で、バイオガス・プラントの建設地を確保し、自らプラントを建設・所有し、運営まで行うものである。

本新株予約権無償割当てによる資金調達(以下「本資金調達」という。)では、上記で説明した、バイオガス・プラントを貸与して行うIPP事業及びバイオガス・プラントを自社運営して行うIPP事業のそれぞれにおいて、2つのプロジェクトへの投資を予定している。

バイオガス・プラントを貸与して行うIPP事業においては、現在静岡県における案件(建設資金950百万円(主な内訳としては、材料費450百万円、建設作業費500百万円を見込んでいる。但し、基本合意の契約内容及び調査結果によって、詳細な費用は変動する。)、本資金調達による充当予定額400百万円)では、当社の連結子会社であるドライ・イーが食品リサイクル事業を展開する株式会社ゲネシス(代表者:大橋 徳久、所在地:静岡県榛原郡吉田町大幡2022番2)と平成26年3月10日に基本合意契約を締結し、銀行及びリース会社との資金の借入に関する交渉を開始しており、設置先の飼料工場ではバイオガス・プラント向けに新たに収集する有機性廃棄物を確保している。同案件では、年間115百万円の売電収入及び年間100百万円の設備利用料収入を見込んでおり、今後、プラントに投入する廃棄物から発生するメタンガス量の検証を当社及び第三者機関で実施し、バイオガス発電の事業性評価を詳細に行う予定である。また、同時に福岡県における案件(建設資金1,200百万円(主な内訳としては、材料費600百万円、建設作業費600百万円を見込んでいる。但し、基本合意の契約内容及び調査結果によって、詳細な費用は変動する。)、本資金調達による充当予定額600百万円)についても事業者との基本合意締結に向けた取り組みを行っており、廃棄物処分業許可申請(事業範囲の変更)等について、県との打ち合わせを重ねている。

バイオガス・プラントを自社運営して行うIPP事業においては、静岡県における案件(建設資金1,500百万円(主な内訳としては、材料費600百万円、建設作業費900百万円を見込んでいる。但し、基本合意の契約内容及び調査結果によって、詳細な費用は変動する。)、本資金調達による充当予定額450百万円)については、フィジビリティスタディ(実行可能性調査)へ移行する段階となっている。また、神奈川県における案件(建設資金1,500百万円(主な内訳としては、材料費600百万円、建設作業費900百万円を見込んでいる。但し、基本合意の契約内容及び調査結果によって、詳細な費用は変動する。))、本資金調達による充当予定額500百万円)は候補地を選定中であり、現在、外部委託により候補地、廃棄物事業者登録の可否及び取得までの期間、収集する廃棄物の量を精査している。

5. 新規発行年月日

平成26年4月1日(割当日)

6. 上場金融商品取引所の名称

本新株予約権を東京証券取引所に上場する。

7. 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

該当事項なし

8. 募集を行う地域

本邦以外の地域

(注)本新株予約権の募集については、本邦以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もない。従って、外国居住株主については、それぞれに適用される証券法その他の法令により、本新株予約権の行使又は転売が制限されることがあるので、外国居住株主(当該株主に適用ある外国の法令により、上記の制限を受けない機関投資家等を除く。)は、かかる点につき注意を要する。

米国居住株主は、本新株予約権を行使することができない。なお、「米国居住株主」とは、1933年米国証券法(U.S. Securities Act of 1933)ルール800に定義する「U.S. holder」を意味する。

9. 平成26年3月19日現在の発行済株式総数及び資本金の額

発行済株式総数	1,465,600株
資本金の額	616,020千円

2. 事業等のリスクについて

第四部 組込情報の第28期有価証券報告書及び第29期第3四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成26年3月19日）までの間において生じた変更その他の事由はない。

当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」には将来に関する事項が記載されているが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もない。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでいる。

有価証券報告書	事業年度 (第28期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第29期 第3四半期)	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	平成26年2月14日 関東財務局長に提出

上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としている。

なお、平成26年5月15日頃を目途に当社の平成26年3月期決算短信を公表する予定である。また、平成26年6月30日頃を目途に以下の書類が関東財務局長に提出される。

有価証券報告書	事業年度 (第29期)	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	平成26年6月30日頃 関東財務局長に提出予定
---------	----------------	-----------------------------	----------------------------

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

第六部【特別情報】

該当事項なし

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年 6月25日

株式会社省電舎
取締役会 御中

アーク監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松島 康治 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	藤本 幸宏 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社省電舎の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社省電舎及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社省電舎の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社省電舎が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 連結財務諸表等の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月13日

株式会社省電舎

取締役会 御中

アーク監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 松島 康治 印

指定社員
業務執行社員

公認会計士 藤本 幸宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社省電舎の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成25年10月1日から平成25年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社省電舎及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年 6月25日

株式会社省電舎
取締役会 御中

アーク監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	松島 康治 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	藤本 幸宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社省電舎の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社省電舎の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表等の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。